

中学校部会における議論 関連資料①

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」と資質・能力の三つの柱（案）

※「基礎的・汎用的能力」に示す4つの能力を統合的に捉え、資質・能力の三つの柱に大まかに整理したもの。

【人間関係形成・社会形成能力】多様な他者の考えや立場を理解し、相手の意見を聴いて自分の考えを正確に伝えることができるとともに、自分の置かれている状況を受け止め、役割を果たしつつ他者と協力・協働して社会に参画し、今後の社会を積極的に形成することができる力

【自己理解・自己管理能力】自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」について、社会との相互関係を保ちつつ、今後の自分自身の可能性を含めた肯定的な理解に基づき主体的に行動すると同時に、自らの思考や感情を律し、かつ、今後の成長のために進んで学ぼうとする力

【課題対応能力】仕事をする上での様々な課題を発見・分析し、適切な計画を立ててその課題を処理し、解決することができる力

【キャリアプランニング能力】「働くこと」の意義を理解し、自らが果たすべき様々な立場や役割との関連を踏まえて「働くこと」を位置付け、多様な生き方に関する様々な情報を適切に取捨選択・活用しながら、自ら主体的に判断してキャリアを形成していく力

各教科等における学習との関係性を踏まえつつ、教育課程企画特別部会「論点整理」の方向性も踏まえて整理

知識・技能

- ・ 学ぶこと・働くことの意義の理解
- ・ 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりするための方法に関する理解と、そのために必要な技能
- ・ 自分自身の個性や適正等に関する理解と、自らの思考や感情を律するために必要な技能

思考力・判断力・表現力等

- ・ 問題を発見・解決したり、多様な人々と考えを伝え合って合意形成を図ったり、自己の考えを深めて表現したりすることができる力
- ・ 自分が「できること」「意義を感じること」「したいこと」をもとに、自分と社会との関係を考え、主体的にキャリアを形成していくことができる力

学びに向かう力・人間性等

- ・ キャリア形成の方向性と関連づけながら今後の成長のために学びに向かう力
- ・ 問題を発見し、それを解決しようとする態度
- ・ 自らの役割を果たしつつ、多様な人々と協働しながら、よりよい人生や社会を構築していこうとする態度

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成のイメージ（案）

キャリア教育における「基礎的・汎用的能力」の育成

人間関係形成・
社会形成能力

自己理解・
自己管理能力

課題対応能力

キャリアプラン
ニング能力

道徳、総合、特別活動各
教科は相互に関連

特別の教科 道徳(小 中)

- ◆ 勤労の尊さや意義の理解等を通して、自分の将来を考え、自己の生き方について自覚を深める
- ◆ 道徳での学びを特別活動や総合等の実践に生かす中で「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

総合的な学習の時間

- ◆ 自己のキャリア形成の方向性に関連づけながら、実社会・実生活の中から問いを見出し探究する
- ◆ そうした探究活動を通じて、各教科等で身に付いた資質・能力を基礎に「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

特別活動

- ◆ 学校内外での集団活動に各教科等での学びを生かしつつ、今後のキャリア形成に学校での学びをどう生かすかという見通しを持ち、あわせて振り返りを行う
- ◆ そうした見通しや振り返りを通じて、各教科等で身に付いた資質・能力を基礎に「基礎的・汎用的能力」を育んでいく

学校外の
教育活動

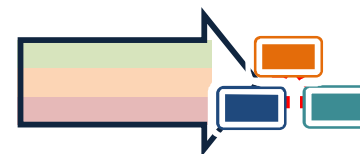
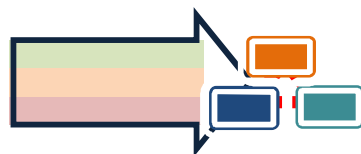
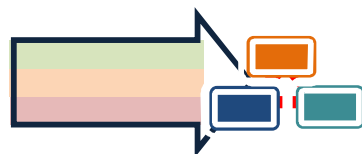
職場体験活動、
インターン
シップ、ボラ
ンティア活動
など

教育課程外
の教育活動

個別の進路
相談 など

各教科(「公共(仮称)」との関係も整理中)

- ◆ 各教科における「主体的な学び」を通じて、学んでいることを自己のキャリア形成の方向性に関連づけ、各教科で育む資質・能力を「基礎的・汎用的能力」の育成につなぐ
- ◆ 身に付いた「基礎的・汎用的能力」を、各教科の学びに活用



...

特別活動の改善の方向性 (たたき台)

1. 特別活動において育成すべき資質・能力の明確化

- 特別活動の特質に応じた「見方や考え方」を明確化する ⇒資料 2-1
これまで議論してきた「人間関係形成」「社会参画」「自己実現」の 3 つの視点を踏まえて以下のように整理できないか。

各教科等の特質に応じて育まれる見方や考え方を総合的に活用して、集団や社会の形成者という視点から問題を見出し、よりよい人間関係の構築、よりよい集団生活や社会の形成及び自己の実現の視点からその問題を解決するために考えること

- 4 つの活動 (学級活動・ホームルーム活動、児童会・生徒会活動、クラブ活動 (小学校)、学校行事) の関係を整理した上で、特別活動全体で育成する資質・能力等を明確化する ⇒資料 2-1、3-1
- 3 つの柱に沿って育成すべき資質・能力を整理する ⇒資料 3-2
※ 3 つの柱 = 「個別の知識・技能」「思考力・判断力・表現力等」「学びに向かう力・人間性等」
 - ・ 特に、積極的な社会参画につながる合意形成に向けた生活改善のための話し合い活動や実践活動等に係る資質・能力の重要性などを考慮
 - ・ 各活動の目標も資質・能力の 3 つの柱で整理していく
 - ・ 学習評価の観点も併せて整理 ⇒資料 4
- 総則の構成の見直しへの対応や、社会の要請に応じて整理すべき視点などを踏まえて、各活動の内容構成の構造を整理し、趣旨を明確化する ⇒資料 5-1、5-2
 - ・ 社会参画 ・ 多様性を尊重する社会 ・ 健康、安全 ・ 食育 ・ キャリア形成
 - ・ 体験活動 ・ 学級経営の充実 ・ 特別支援教育 ・ 道徳教育 …等の視点※ これらを踏まえて、学級活動・ホームルーム活動の内容の構造化を図るとともに、他の 3 つの活動 (児童会・生徒会活動、クラブ活動、学校行事) との関係性も整理する。

2. 教育課程全体において特別活動が果たすべき役割の明確化

⇒資料2－1、資料5－1

- 特別活動において、望ましい集団生活の中で、各教科等で培った見方や考え方を効果的に活用することによって、より実践的な文脈で見方や考え方を生かすことができるようになるなど、各教科等の見方や考え方が成長し、「深い学び」が実現する

- 特別活動を通じた学習集団・人間関係の形成などを通じて、各教科等における「対話的な学び」の実現に寄与する
 - ・ 望ましい人間関係の形成
 - ・ 協働的な学びに必要な資質・能力
 - ・ 学級・学校における多様な他者との協働(インクルーシブ教育システムの視点を含む)
等

- 小・中・高等学校を通じて自己の生き方やキャリア教育の視点を明確化することを通じて、学習意欲の向上や各教科等における「主体的な学び」の実現に寄与する
 - ・ 生徒指導の機能、ガイダンス機能
 - ・ 小中高等学校を通じて、特別活動における様々な活動や、各教科等における学習の振り返りを、発達段階に応じて、自己の生き方・キャリア形成につなげていく仕組み(キャリアレポート(仮称)的な教材・資料の活用の検討など)
等

- 学校全体としての特別活動への組織的取組
特別活動の特質を踏まえ、学校全体の取組として、
 - ① 特別活動の各活動を通じた資質・能力の育成
 - ② 各教科におけるより主体的・協働的な学びの実現への寄与を通じた資質・能力の育成
 - ③ 生徒指導の機能や教育課程外も含めた学校文化の形成を通じて学校全体の目標の実現につなげていく部分の3つの機能をバランスよく活かしていくことが必要

中学校特別活動の内容の構成（学級活動）について（イメージ案）

（学級活動の改善の方向性）

特別活動で育成すべき資質・能力の3つの視点（人間関係、社会への参画、自己実現）や、総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点など、教育課程全体における特別活動の役割も踏まえて、各活動の**内容構成の構造を整理し、趣旨を明確化する**

※本資料は、個別具体的にどういった言葉を入れるかというのではなく、特別活動の基盤となる学級活動の意義、趣旨が明確になるようにするためにはどのような構成とすべきかを議論するためのイメージである。

3つの視点



現行の中学校学習指導要領（特別活動）

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔学級活動〕

(1) 学級や学校の生活づくり

- ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決
- イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理
- ウ 学校における多様な集団の生活の向上

総則の構成や社会の要請などを踏まえて整理すべき視点(例)

社会参画・自治の視点

学級経営と関連する視点

生活指導、生徒指導と関連する視点

学校段階間の接続の視点

多様性を尊重する社会の視点

社会参画の視点

心身の健康、安全・防災等の視点

食育の視点

主体的な学びの視点

キャリア形成の視点

個に応じた学習の支援や進路指導と関連する視点

(2) 適応と成長及び健康安全

- ア 思春期の不安や悩みとその解決
- イ 自己及び他者の個性の理解と尊重
- ウ 社会の一員としての自覚と責任
- エ 男女相互の理解と協力
- オ 望ましい人間関係の確立
- カ ボランティア活動の意義の理解と参加
- キ 心身ともに健康で安全な生活態度や習慣の形成
- ク 性的な発達への対応
- ケ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成

(3) 学業と進路

- ア 学ぶことと働くことの意義の理解
- イ 自主的な学習態度の形成と学校図書館の利用
- ウ 進路適性の吟味と進路情報の活用
- エ 望ましい勤労観・職業観の形成
- オ 主体的な進路の選択と将来設計

改善のイメージ案

(1) 学級や学校における集団生活の形成、参画(仮)
⇒主として自発的・自治的な集団生活の形成や運営に関わる内容であり、**集団としての議題の選定や話し合い、合意形成を大事にする活動**

例) 学校における多様な集団生活の向上、学級や学校における生活上の諸問題の解決、学級内の組織づくりと役割分担など、校内におけるよりよい集団生活の形成や運営、向上に関する内容

※日々の学級経営との関連を図る

(2) 一人一人の適応や成長及び健康安全な生活の実現(仮)
⇒主に個人が現在直面する生活における適応や成長、**自律等に関わる内容であり、一人一人の理解や自覚等を大事にする活動**

例) 男女相互の理解と協力などの多様性を尊重した望ましい人間関係の形成や、思春期の不安や悩みの解決や性的な発達への対応、食育の視点や学校給食、食習慣の形成など、生徒個人の適応や成長及び健康安全に関する内容

※関係教科、個別の生活指導や生徒指導との関連を図る

(3) 一人一人のキャリア形成と実現(仮)
⇒主に将来に向けた**自己の実現に関わる内容であり、一人一人の主体的な意思決定を大事にする活動**

例) 学校図書館の利用など、学びと社会生活・職業生活の接続と振り返り(ポートフォリオ)、ボランティア活動の充実や勤労観・職業感の育成を含むなど、自己のキャリア形成と実現に関する内容

*高等学校においては、社会的移行への対応を含む

※個に応じた学習の支援や進路指導との関連を図る

3つの視点との関係は、主として関わる視点を共闘して示しているが、それ以外の視点とも相互に関わりあっている。ここでは、指導にあたって特に意識すべきと考えられる視点を記している。

主体的・対話的で深い学びの実現（「アクティブ・ラーニング」の視点からの授業改善）について（イメージ）（案）

○「論点整理」におけるアクティブ・ラーニングの視点

【深い学び】

習得・活用・探究という学習プロセスの中で、問題発見・解決を念頭に置いた深い学びの過程が実現できているかどうか。

【対話的な学び】

他者との協働や外界との相互作用を通じて、自らの考えを広げ深める、対話的な学びの過程が実現できているかどうか。

【主体的な学び】

子供たちが見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる、主体的な学びの過程が実現できているかどうか。

総則・評価特別部会及び各教科等WGの議論を踏まえ、以下のように整理できるのではないか

【深い学び】

習得・活用・探究の見通しの中で、教科等の特質に応じた見方や考え方を働かせて思考・判断・表現し、学習内容の深い理解につなげる「**深い学び**」が実現できているか。

【対話的な学び】

子供同士の協働、教員や地域の人との対話、先哲の考え方を手掛かりに考えること等を通じ、自らの考えを広げ深める「**対話的な学び**」が実現できているか。

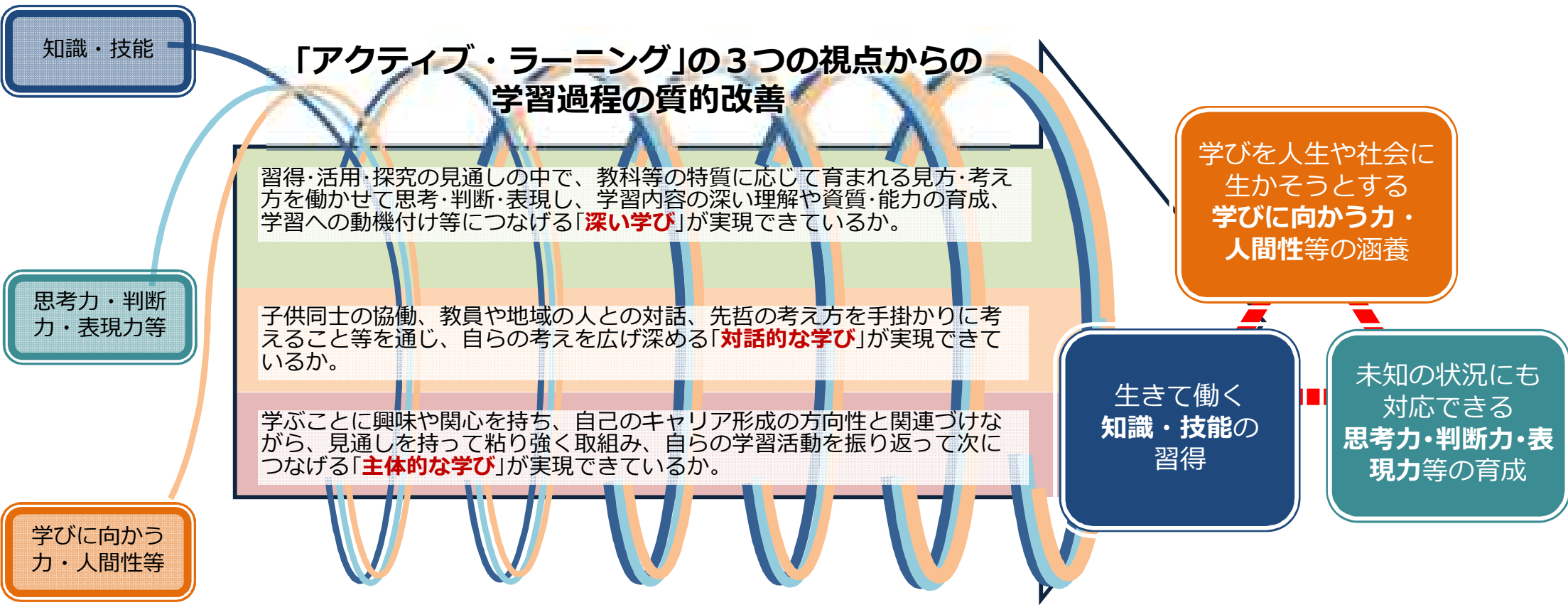
【主体的な学び】

学ぶことに興味や関心を持ち、自己のキャリア形成の方向性と関連づけながら、見通しを持って粘り強く取り組み、自らの学習活動を振り返って次につなげる「**主体的な学び**」が実現できているか。

資質・能力の育成と

主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」の視点）の関係（イメージ）（案）

- ◆「アクティブ・ラーニング」の視点は、知識・技能を生きて働くものとして習得することを含め、育成すべき資質・能力を身につけるために必要な学習過程を実現するためのもの。三つの視点*を明確にすることにより、授業や学習の改善に向けた取組を活性化するもの。*
三つの視点は、学習過程の中で相互に関連し合うものであることに留意
- ◆学習内容の量を削減するのではなく、学習過程の質的改善を行うもの。また、生きて働く知識・技能の習得を含む資質・能力の育成には、学習内容の深い理解が不可欠であり、「主体的な学び」「対話的な学び」のみならず「深い学び」の重要性にも留意。



*「習得・活用・探究の見通し」とは、習得された知識・技能が思考・判断・表現において活用されるという一方通行の過程のみではなく、思考・判断・表現を経て知識・技能が生きて働くものとして習得される過程や、思考・判断・表現の中で知識・技能が更新されたりする過程なども含む。

*基礎的・基本的な知識・技能の習得に課題が見られる場合においては、教科等の特質に応じ、知識・技能の習得を中心とした学習を、「深い学び」の前提として習得状況に応じ行う必要がある。その際には、例えば「主体的な学び」の視点から学びへの興味や関心を引き出すことなども併せて重要である。

生徒指導について（学習指導要領の位置づけ）①

中学校学習指導要領（平成20年3月告示） 総則編 解説

3 生徒指導の充実（第1章第4の2(3)）

(3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

生徒指導は、学校の教育目標を達成するために重要な機能の一つであり、一人一人の生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や行動力を高めるように指導、援助するものである。すなわち、生徒指導は、すべての生徒のそれぞれの人格のよりよき発達を目指すとともに、学校生活がすべての生徒にとって有意義で興味深く、充実したものになるようにすることを目指すものであり、単なる生徒の問題行動への対応という消極的な面だけにとどまるものではない。

学校教育において、生徒指導は学習指導と並んで重要な意義をもつものであり、また、両者は相互に深くかかわっている。各学校においては、生徒指導が、一人一人の生徒の健全な成長を促し、生徒自ら現在及び将来における自己実現を図っていくための自己指導能力の育成を目指すという生徒指導の積極的な意義を踏まえ、学校の教育活動全体を通じ、その一層の充実を図っていくことが必要である。

生徒指導を進めていくうえで、その基盤となるのは生徒一人一人についての生徒理解の深化を図ることである。一人一人の生徒はそれぞれ違った能力・適性、興味・関心等をもっている。また、生徒の生育環境も将来の進路希望等も異なる。それ故、生徒理解においては、生徒を多面的・総合的に理解していくことが重要であり、学級担任の教師の日ごろの人間的な触れ合いに基づくきめ細かい観察や面接などに加えて、学年の教師、教科担任、部活動等の顧問教師などによるものを含めて、広い視野から生徒理解を行うことが大切である。また、思春期にあつて生活環境の急激な変化を受けている中学生の不安や悩みに目を向け、生徒の内面に対する共感的理解をもって生徒理解を深めることが大切である。

生徒理解の深化とともに、教師と生徒との信頼関係を築くことも生徒指導を進める基盤である。教師と生徒の信頼関係は、日ごろの人間的な触れ合いと生徒と共に歩む教師の姿勢、授業等における生徒の充実感・成就感を生み出す指導、生徒の特性や状況に応じた的確な指導と不正や反社会的行動に対する毅然とした教師の態度などを通じて形成されていくものである。その信頼関係をもとに、生徒の自己開示も高まり、教師の生徒理解も一層深まっていくのである。

生徒指導について（学習指導要領の位置づけ）②

中学校学習指導要領（平成20年3月告示） 総則編 解説

3 生徒指導の充実（第1章第4の2(3)）

(3) 教師と生徒の信頼関係及び生徒相互の好ましい人間関係を育てるとともに生徒理解を深め、生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう、生徒指導の充実を図ること。

また、学校教育は、集団での活動や生活を基本とするものであり、学級や学校での生徒相互の人間関係の在り方は、生徒の健全な成長と深くかかわっている。生徒一人一人が存在感をもち、共感的な人間関係をはぐくみ、自己決定の場を豊かにもち、自己実現を図っていける望ましい集団の実現は極めて重要である。すなわち、自他の個性を尊重し、互いの身になって考え、相手のよさを見つけようと努める集団、互いに協力し合い、主体的によりよい人間関係を形成していこうとする集団、言い換えれば、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる学級や学校の教育的環境を形成することは、生徒指導の充実の基盤であり、かつ生徒指導の重要な目標の一つでもある。教育機能としての生徒指導は、教育課程の特定の領域における指導ではなく、教育課程の全領域において行わなければならないものである。特別活動における学級活動などは、集団や社会の一員としてよりよい生活を築くための自主的、実践的な学習の場であるとともに、人間としての生き方について自覚を深め、自己を生かす能力を養う場であり、生徒指導のための中核的な時間となると考えられるが、あくまでも学校の教育活動全体を通じて生徒指導の機能が発揮できるようにすることが大切であり、教育課程の編成に当たっては、この点に十分配慮する必要がある。

なお、生徒指導を進めるに当たっては、全教職員の共通理解を図り、学校としての協力体制・指導体制を築くとともに、家庭や地域社会及び関係機関等との連携・協力を密にし、生徒の健全育成を広い視野から考える開かれた生徒指導の推進を図ることが重要である。そのためには、保護者との間で学校だよりや学級・学年通信等、あるいはPTAの会報、保護者会などにより相互の交流を深めることが大切であり、また、地域懇談会や関係機関等との懇談会などを通して交流と連携を深めるなど、日ごろから生徒指導の充実に取り組むことが必要である。

各学校における個に応じた指導の実施状況（公立小・中学校）

個に応じた指導を実施する学校の割合

	少人数指導	TT	その他	実施校数
小学校	67.4%	81.0%	58.0%	94.2%
中学校	67.4%	83.3%	50.2%	96.4%

（出典）文部科学省
「平成27年教育課程の編成・
実施状況調査」

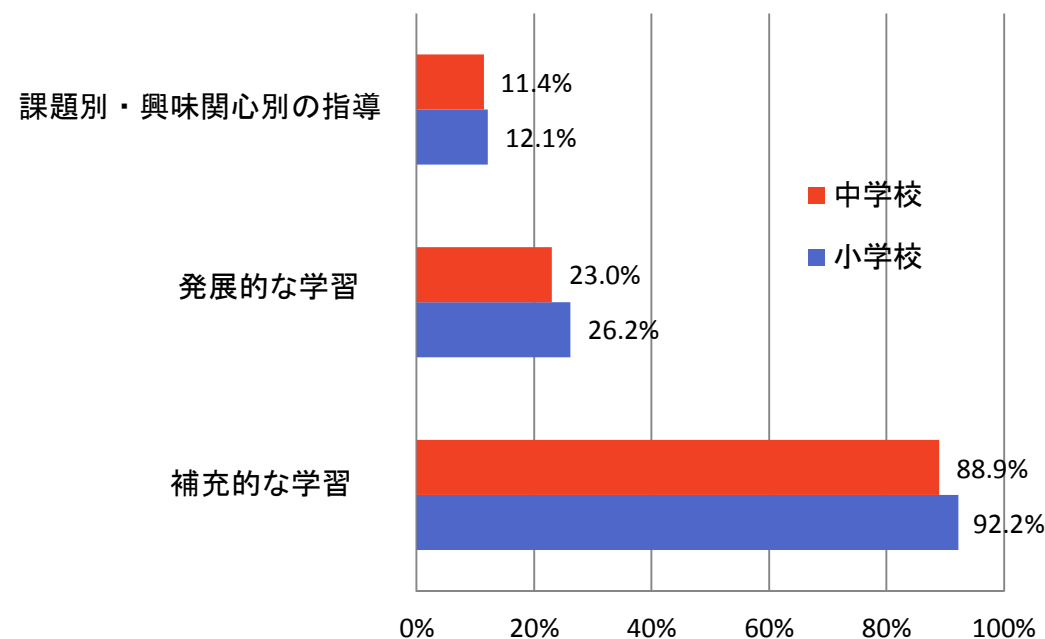
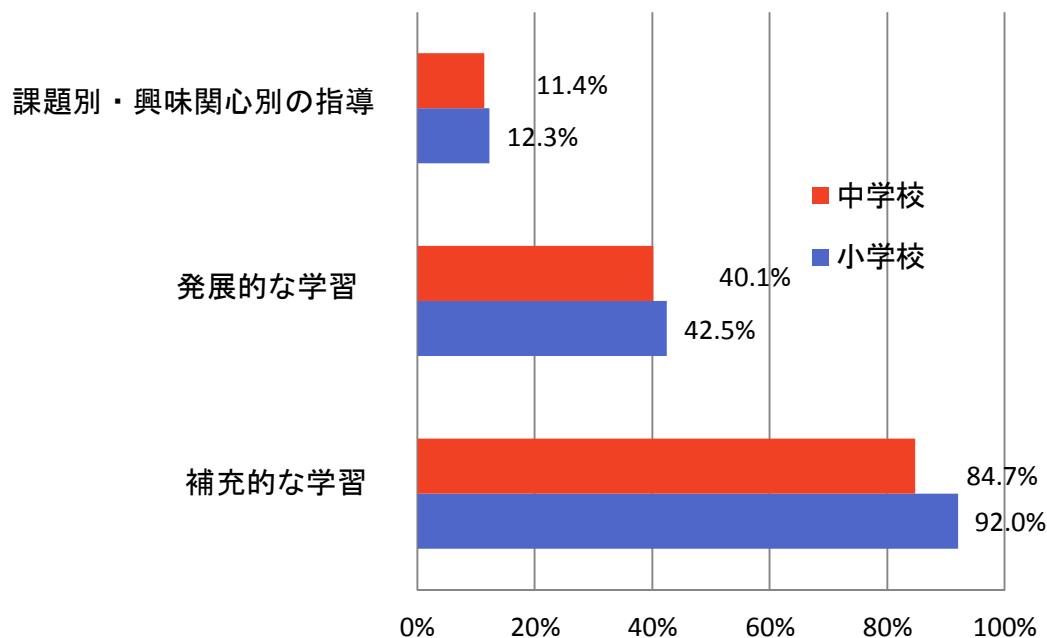
個に応じた指導の実施内容

少人数を実施する場合の実施内容

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
小学校	92.0%	42.5%	12.3%	4.1%
中学校	84.7%	40.1%	11.4%	7.0%

TTを実施する場合の実施内容

	補充的な学習を取り入れた指導を実施	発展的な学習を取り入れた指導を実施	課題別、興味・関心別の指導を実施	その他
小学校	92.2%	26.2%	12.1%	3.5%
中学校	88.9%	23.0%	11.4%	4.8%



特別支援教育部会における検討状況（第6回まで）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校等における特別支援教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>① 各教科等の目標を実現する上で考えられる困難さに配慮するために必要な支援の改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の総則において「個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと」と規定。 ・学習指導要領解説（総則編）において、障害別の配慮を例示。 <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>【主な意見】</p> <p>各教科等の目標を実現するとともに、児童生徒の障害の状態や学習の過程で考えられる困難さに配慮した指導ができるよう、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○総則だけではなく、各教科等においても配慮の例を示すことが必要ではないか。 ○総則及び各教科等において示す際には、障害別の配慮のみならず、学習の過程で考えられる困難さに対する配慮の例を示すことが考えられるのではないか。 ○また、困難さを克服するとともに、得意な分野を伸ばすことへの配慮も示していく必要があるのではないか。
<p>② 通級による指導や特別支援学級の意義、それらの教育課程の取扱いについての改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <p>《通級による指導、特別支援学級ともに》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通級による指導や特別支援学級の目的や内容については、別途、学校教育法施行規則及び文部科学省告示で規定。（このため、学習指導要領では、通級による指導や特別支援学級の教育課程の取扱い等に関する規定は設けられていない。） <p>《通級による指導》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・文部科学省告示において、障害に応じた特別の指導は、障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と規定。 ・学習指導要領解説において、指導に当たっては、特別支援学校における指導領域「自立活動」を参考として、個々の児童生徒の障害の状態等に応じて目標・内容を定め、学習活動を実施することを記述。

・高等学校における指導については、現在、「高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議」において検討を行っており、この検討経過を踏まえ、特別支援教育部会、高等学校部会や総則・評価特別部会において、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育における共通性と多様性のバランスを踏まえた単位数の在り方などの論点について、教育課程全体の改訂の議論の中で検討を行う予定。

《特別支援学級》

・文部科学省通知及び学習指導要領解説において、特別支援学級における指導に当たって、特別の教育課程を編成する場合は、必要に応じて、特別支援学校小・中学部学習指導要領を参考として、実情に合った教育課程を編成することを記述。

(学習指導要領解説で示している例)

- ・特別支援学校の「自立活動」を取り入れる
- ・各教科の目標・内容を下学年の教科の目標・内容に替える
- ・特別支援学校（知的障害）の各教科の一部又は全部に替える
など

【主な意見】

《通級による指導》

通級による指導の充実を図るとともに、通級による指導と各教科等の指導との関連が明らかになるよう、

○学習指導要領の総則において、通級による指導の目標・内容や、教育課程の構造等、配慮事項等を示すことが必要ではないか。

《特別支援学級》

小・中学校教育の目標や内容を達成するとともに、学級の実態や児童生徒の障害の程度等を踏まえた、実情に合った教育課程が編成できるよう、

○学習指導要領の総則において、特別支援学級における教育課程の基本的な考え方や編成の方針等を具体的に示すことが必要ではないか。

<p>③ 合理的配慮の提供も含めた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の位置付け並びに作成・活用の方策についての明確化。</p>	<p>【現状】</p> <p>《合理的配慮※の提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者の権利に関する条約（平成 19 年 9 月日本国署名）を踏まえ、中央教育審議会初等中等教育分科会報告「共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（平成 24 年 7 月）において、合理的配慮の観点（3 観点 11 項目、参考資料 P 11 参照）を示し、各学校における合理的配慮の提供を周知。 ・ 障害者差別解消法の施行（平成 28 年 4 月）に伴い、合理的配慮の提供について、国や地方公共団体は法的義務、民間事業者は努力義務が課される。 <p>※権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関等及び事業者に対し、その事務・事業を行うに当たり、個々の場面において、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めている。</p> <p>《個別の指導計画、個別の教育支援計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学習指導要領総則において、障害のある幼児児童生徒などに対して、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うことが例示されている。 ・ 作成する必要がある幼児児童生徒に対する作成状況は、小・中学校においては作成が進んでいたが、幼稚園、高等学校においては作成状況に課題。 <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>《合理的配慮の提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○合理的配慮の考え方（合理的配慮の観点、意思の表明から提供までの留意点など）を示す必要があるのではないか。 ○合理的配慮が継続的に提供できるよう、「個別の指導計画」や「個別の教育支援計画」を作成する際にも、合理的配慮の提供について記述することが必要ではないか。 <p>《個別の指導計画、個別の教育支援計画》</p> <ul style="list-style-type: none"> ○通級による指導を受ける児童生徒及び特別支援学級に在籍する児童生徒については、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を全員作成することとしてはどうか。
---	---

	<p>○「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の留意点（実態把握から評価改善など）を示すことが必要でないか。</p>
<p>④ 特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の確立等の観点等の明確化。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領総則において、個々の幼児児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこととし、学習指導要領解説において、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制の在り方を示している。 ・校内委員会の設置状況及び特別支援教育コーディネーターの指名状況は小・中学校ではおおむね100%（幼稚園での設置・指名はそれぞれ約60%、高等学校では約85%）。 <p>【主な意見】</p> <p>特別支援教育に係る組織的な対応が一層充実されるよう、 ○特別支援教育コーディネーターの役割は不可欠となっており、 特別支援教育コーディネーターを中心とする校内体制等の在り方（特別支援教育に係る校内委員会の設置、教務や生徒指導等との連携など）を示す必要があるのではないか。</p>
<p>⑤ 共生社会の形成に向けた障害者理解の促進、交流及び共同学習の一層の充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総則において、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習や（中略）を設けることと規定。 ・幼稚園、小・中・高等学校及び特別支援学校において、それぞれの学校の教育課程に位置付け、計画的な交流及び共同学習を実施。 <p>【主な意見】</p> <p>○学習指導要領総則の一般方針において、共生社会の形成に向けた障害者理解の促進を示す必要があるのではないか。 ※交流及び共同学習の理念や取組を共有すること（事例集等の作成など）や、交流及び共同学習を通して育む力と教育課程との関係、特別支援教育コーディネーターを中心とした実施体制の在り方等について、引き続き、特別支援教育部会で検討する必要。</p>

特別支援学校における教育について

特別支援教育部会における検討事項	特別支援教育部会における主な意見
<p>⑥ 幼児児童生徒の発達段階に応じた自立活動の改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個々の幼児児童生徒が自立を目指し、<u>障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服</u>するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって<u>心身の調和的発達の基盤を養う</u>ことを目的に、「自立活動の時間」を中心に、学校の教育活動全体で指導。 ・ 高等部段階の生徒数が増加し、社会に出てからも、<u>自己理解し、得意不得意を伝えることが苦手</u>だったり、進路先で<u>人間関係を築く力</u>などが十分に育っていない、などの課題が指摘。 ・ 児童生徒の実態把握から導かれた指導目標と到達状況の乖離。 ・ 通級による指導や特別支援学級で学ぶ児童生徒の増加により、「<u>自立活動</u>」を行う場が拡大。 <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>特別支援学校学習指導要領において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自己の理解や感情を高めるような内容の整理、主体的に学ぶ意欲の一層の伸長など、<u>発達段階を踏まえた自立活動の内容の改善・充実</u>が必要ではないか。 ○ 実態把握、指導目標の設定、項目の選定、具体的な指導内容の設定までの<u>プロセスを結ぶ要点をわかりやすく記述</u>ことが必要ではないか。 ○ 自立活動における<u>多様な評価方法をわかりやすく記述</u>することが必要ではないか。 <p><u>小・中・高等学校学習指導要領</u>において、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ <u>自立活動の目的、内容などを記述</u>することが必要ではないか。
<p>⑦ 知的障害のある児童生徒のための各教科の改善・充実。</p>	<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>知的障害のある児童生徒の学習上の特性</u>（学習によって知識や技能が断片的になりやすく、実際の生活の場で応用されにくいことなど）を<u>踏まえた内容で構成</u>。 ・ 一人一人の児童生徒の障害の程度などに応じた教育課程が編成できるよう、学習指導要領においては、<u>段階別に、各教科の目</u>

	<p>標及び内容を大綱的に示している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各教科等を合わせた指導を行う場合、各教科の目標・内容を関連づけた指導及び評価の在り方が曖昧になりやすく、学習指導の改善に十分に生かしく、という指摘がある。 ・ 特別支援学級（小・中学校）において、一部又は全部を、特別支援学校（知的障害）の各教科に替えて指導する場合の教育課程編成上の留意点がわかりにくい、という指摘がある。 <p style="text-align: right;">など</p> <hr/> <p>【主な意見】</p> <p>次のような改善が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 小学校等との各教科を通して育成される資質・能力と知的障害のある児童生徒のための各教科を通して育成される資質・能力は同じものとして、小学校等の各教科の目標・内容と関連付けて整理することが必要ではないか。 ○ 例えば、中学部・高等部社会科において、政治的主体、経済的主体、法的主体となることの重視や、グローバル化を踏まえた、我が国及び外国の歴史や生活・文化の理解など、社会の変化に対応した各教科の内容や構成の充実が必要ではないか。 ○ 中学部の段階について、小学部の段階や高等部の段階とのつながりを整理することで、各学部・段階の連続性のある学習内容を設定し、学部間等の円滑な接続を図ることが必要ではないか。 ○ 各教科等で求められる資質・能力を育成することを、各教科等を合わせた指導を行う場合において明確にすることが必要ではないか。 ○ 知的障害のある児童生徒が質の高い深い学びを実現するために必要な指導方法の充実が必要ではないか。 ○ 各教科の評価の観点による学習評価を導入し、学習評価をもとに、教育課程のPDCAサイクルを確立することが必要ではないか。 ○ 特別支援学級（小・中学校）における取扱い、小・中・高等学校の各教科との関連の可視化する必要があるのではないか。 <p style="text-align: right;">など</p>
--	--

※幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等との間で、子供たち一人一人の学びの連続性を実現するための教育課程の円滑な接続の実現については、今後、特別支援教育部会で検討した上で、総則・評価特別部会において検討を行う予定。